

令和6年度から介護保険料が変わりました

介護保険制度では、高齢者人口の推移や介護保険のサービスなどの動向から介護保険事業の運営に必要な費用を算出し、3年ごとに介護保険料の見直しを行います。高齢化にともなう介護保険の利用者増加や介護報酬の改定などにより、令和6年度から8年度までの介護保険料を、次のとおり改定しました。

令和5年度の介護保険料

令和6～8年度の介護保険料

本人市町村民税非課税	⇒ 非課税世帯	⇒ ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の前年の課税年金収入とその他の合計所得金額(注1)(注2)の合計が80万円以下	第1段階	19,978円 基準額×0.30	⇒ ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の前年の課税年金収入とその他の合計所得金額(注1)(注2)の合計が80万円以下	第1段階	18,979円 基準額×0.285			
		⇒ 本人の前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	第2段階	29,967円 基準額×0.45	⇒ 本人の前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	第2段階	28,968円 基準額×0.435			
		⇒ 本人の前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える	第3段階	46,616円 基準額×0.70	⇒ 本人の前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える	第3段階	45,617円 基準額×0.685			
	⇒ 課税世帯	⇒ 本人の前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	第4段階	59,935円 基準額×0.90	⇒ 本人の前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	第4段階	59,935円 基準額×0.90			
		⇒ 本人の前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える	第5段階	66,594円 基準額	⇒ 本人の前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える	第5段階	66,594円 基準額			
本人市町村民税課税	⇒		本人の合計所得金額が120万円未満	第6段階	79,913円 基準額×1.20	⇒		本人の合計所得金額が120万円未満	第6段階	79,913円 基準額×1.20
	⇒		本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	第7段階	86,572円 基準額×1.30	⇒		本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	第7段階	86,572円 基準額×1.30
	⇒		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	第8段階	96,561円 基準額×1.45	⇒		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	第8段階	99,891円 基準額×1.50
	⇒		本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満	第9段階	109,880円 基準額×1.65	⇒		本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満	第9段階	113,210円 基準額×1.70
	⇒		本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	第10段階	119,869円 基準額×1.80	⇒		本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	第10段階	126,529円 基準額×1.90
	⇒		本人の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満	第11段階	123,199円 基準額×1.85	⇒		本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	第11段階	139,847円 基準額×2.10
	⇒			新段階	本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	⇒		第12段階	153,166円 基準額×2.30	
	⇒		本人の合計所得金額が1,000万円以上	第12段階	133,188円 基準額×2.00	⇒		本人の合計所得金額が1,000万円以上	第13段階	159,826円 基準額×2.40

(注1)「合計所得金額」とは、総所得金額(年金、給与、不動産及び配当などの各収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額)に、申告分離課税の所得金額、山林所得及び退職所得金額(分離課税分を除く。)を加算した金額をいいます(合計所得金額が0円を下回る場合は0円とみなします。)。基礎控除、扶養控除、医療費控除などの所得控除をする前の金額であり、住民税などを算定する課税標準額とは異なります。なお、損失の繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額です。

(注2)「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

(注3)第1段階から第3段階までの保険料は、制度に基づく公費により軽減されています。